

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.266(改訂版1)

(2024.01.10)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和6年能登半島地震災害義援金」(中央共募)の募集について

1 趣旨

令和6年1月1日に発生した能登地方を震源とする地震により、北陸地方をい中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和6年能登半島地震災害義援金

3 受付期間

令和6年1月5日(金)から令和6年6月28日(金)まで

(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

(注) この義援金の受入対象地域は、石川県、富山県、新潟県となっております。

※詳細につきましては、別添募集要綱をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理については2ページ目をご覧ください。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和6年能登半島地震災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和6年能登半島地震災害義援金(中央)」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。